

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年1月まで

昭和36年4月から44年1月まで、県外で住所も転々としていたため全期間の国民年金保険料を納付したとは言えないが、43年ごろにA区で加入手続をして、1年か2年ぐらいは、納付した憶えがある。

住所は転々としていたが、役所への届けはきちんと行ってきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間後は、厚生年金保険と国民年金の複数回の切替手続及び申請免除の手続を適正に行っている上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年11月以降にA区で払い出されたことが確認でき、その妻は、同年12月に婚姻した後に同区で手帳記号番号が払い出され、同年4月から保険料を納付している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号がA区で払い出された時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立人自身も昭和43年ごろにA区で国民年金の加入手続をして保険料の納付を始めるまでは、加入手続も保険料納付も行っていなかったと申述している。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの期間及び50年11月から54年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から49年3月まで
② 昭和50年11月から54年2月まで

申立期間①及び②について、妻の国民年金の免除記録があるのに、私の当該記録が無い。国民年金の免除手続については、議員が相談に乗ってくれて行ったものであり、私の免除記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間①及び②について、夫婦二人分の申請免除の手続を行ったと主張しており、申立人の妻の納付記録によると、当該期間については申請免除承認期間とされている上、国民年金保険料の免除認定の審査は世帯の収入で判断されることになっていることから、申立人の妻のみが免除になり、申立人が免除となっていないのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人は、無職のため無収入であり、経済的に国民年金保険料の納付が困難であったことが推認できる上、申立人の妻は、二人分の免除申請書を市に提出し、その後も何度も続けて同じ手続を行ったことを記憶しており、その記憶は詳細かつ具体的で、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共同企業体における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月21日から同年3月1日まで

B社に入社後、A共同企業体に配属となり、同共同企業体に昭和35年3月下旬まで継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について同共同企業体における加入記録が無い旨の回答であった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA共同企業体に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時にB社に入社後、当該共同企業体に配属となり、同共同企業体において申立人と同一日である昭和34年3月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚3人については、同共同企業体からB社に戻る際の被保険者資格の喪失日と取得日はすべて同一日として処理されている上、これらの同僚3人は共に「申立人は、申立期間もA共同企業体に継続して勤務していたので、厚生年金保険料も控除されていたはずである」と申述をしている。

さらに、B社の従業員が、当該共同企業体へ出向する際の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と取得日は、すべて同日として処理されていることから、同共同企業体からB社へ戻る際の処理についても、本来であれば同一日として処理されるべきところ、申立人と同様に、被保険者資格の喪失

日と取得日が異なる処理により、空白期間が生じている従業員が2人確認できるものの、それ以外の従業員については空白期間が生じていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和35年1月に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、当該共同企業体の代表であったB社は、関連資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届が提出されたため、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年2月の保険料納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 2 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

申立期間において、A社B所に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答であった。この回答には納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のC所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の申立事業所における資格喪失日は昭和 42 年 3 月 1 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 12 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 62 年 12 月まで
② 平成元年 1 月から同年 7 月まで

昭和 61 年に結婚した当時、夫が他の会社に転職した。転職先の会社は厚生年金に加入していなかったため、同年 8 月ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を役場で行った。国民年金保険料については、最初は町内の集金人に納付し、次いで金融機関で納付するようになり、最後の時期では口座振替で納付していた。申立期間当時の領収書や通帳は役所を信用していたので処分してしまい手元には無いが、自分が役場で国民年金の加入手続をし、二人分の保険料を納付していたのは確かである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、厚生年金保険の加入期間を除き、平成元年 7 月までの期間、国民年金保険料を納付していたと申述しているが、昭和 61 年 8 月以降で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 2 年 10 月であり、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 61 年 5 月に婚姻入籍したと申述しているところ、戸籍上の記載によれば、実際は同年 12 月に入籍しており、同年 8 月に加入手続を行ったとすれば 53 年 5 月に払い出されていた国民年金手帳記号番号の旧姓名義による手続が行われているはずであるところ、その形跡は見られない。

さらに、申立人は、「申立期間②当時には、国民年金保険料を口座振替で納付していた」と申述しているが、A 農協 B 支所及び C 市の説明による

と、口座振替になったのは平成2年4月からとしており、申立人の申述と整合しない。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

昭和61年4月に、国民健康保険に加入した際、国民年金にも加入した。その後、昭和60年度の国民年金保険料については、督促が来たので、農協で現金により納付した。申立期間について、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、62年5月であり、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、保険料について「市役所から送られてきた納付書により、1年分をまとめて納付した」と申述しているが、市の国民年金被保険者名簿においても、昭和61年4月から62年3月までの保険料について過年度納付したことが確認でき、その記録に不自然な点は見られない上、申立人自身も「さかのぼってまとめて保険料を納付したのは、1回だけ」と申述していることから、この納付の事実について、申立期間の保険料を納付したものと認識している可能性も否定できない。

さらに、申立人名義の金融機関口座から申立期間当時の取引記録に一人分の保険料の振替記録が認められるが、申立人の妻は、申立期間当時、申立人名義の金融機関口座から口座振替により自身の保険料を納付していたと申述している。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 30 日から 59 年 12 月 30 日まで
申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。この回答には納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するA社の給与振込額が記録された預金通帳及び申立期間中に職場仲間と写っている写真並びに同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所における申立人の雇用形態について、申立人は「自分はパートタイマーであった」と申述しているところ、同事業所は「当時のデータが一切残っていないため、パートタイマーを厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明だが、当社が加入しているB健康保険組合に確認した結果、申立人の被保険者記録は確認できなかった」と回答している。

また、当該事業所が申立期間において加入していたC厚生年金基金（現在は、B企業年金基金）に、申立人に係る加入の記録は無い上、申立人は、申立期間は夫が加入していた健康保険の被扶養者であった旨を申述しており、事実、申立人の夫が被保険者となっていたD健康保険組合によると、申立人は、昭和44年11月1日から平成10年8月1日までの期間において、継続してその夫の被扶養者であった旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年6月30日まで

申立期間において、A社B工場に勤務したが、社会保険事務所（当時）に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、この回答には納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申述内容から推認できる。

しかしながら、当該事業所の後継会社であるC社は「当時の記録は何も残っていないが、申立人はA社B工場が現地採用した地方社員ではないか。地方社員の場合、入社と同時に厚生年金保険に加入していたわけではなかったと思うので、申し立てている3か月間は見習期間だと思う」と回答していることから、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月28日から44年8月28日まで
A社に昭和40年4月1日から44年8月28日までの期間継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、42年8月28日から44年8月28日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたと申し立てているが、申立期間の勤務については、同社は既に閉鎖されており、当時の事業主も死亡しているため証言が得られない上、当該期間に勤務していた複数の元従業員からも明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和40年4月7日に資格取得、42年8月28日に資格喪失、及び同年8月30日に健康保険証を返納している旨が記録されているところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録によると、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から25年4月5日まで
昭和20年4月にA社へ入社し、社会保険関係、給与計算等の事務全般に従事していた。厚生年金保険の加入期間は婚姻後の現姓のものしかないが、それ以前の旧姓のころの加入期間も必ずあるはずなので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、同僚等の証言及び申立人に当時の具体的な記憶があることから推認できる。

しかしながら、同僚等の証言により、当時は入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、自分が当該事業所の社会保険事務手続及び給与計算を担当していたとしており、申立人が当該事務を担当していたと認められる。仮に、厚生年金保険被保険者として記録されていない状況の下で、申立人の給与から厚生年金保険料が控除され、納付されていた場合には、社会保険事務所（当時）の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額は合致しないはずである。それにもかかわらず、60か月という長期間にわたり、このような事態に気づかず、事業主が給与から厚生年金保険料を控除し続けていたことを見過ごすとは考え難い。

さらに、「その当時の事務はすべて私が行っていた」との申述を踏まえると、申立人も含めた事業主の親族に関しては、事業主の同意を得て、事業主と同時期あるいはその後に加算させる取扱いをしていた事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申

立期間において健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 60 年 5 月まで
② 平成元年 4 月から 6 年 7 月まで

A社に昭和 58 年 11 月から 62 年 9 月まで勤務していたが、58 年 11 月から 60 年 5 月までの厚生年金保険加入記録が無い。また、B社本社に平成元年 4 月から 6 年 3 月まで、同社C所に同年 4 月から同年 7 月まで勤務していたが、この期間の厚生年金保険加入記録が無い。両申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において、昭和 60 年前後に従業員であって連絡が取れた 6 人のうち 2 人が申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間については記憶に無いと証言していること、及び同社における申立人の雇用保険の加入記録は同年 6 月 1 日から 62 年 9 月 22 日までとなっていることから、申立人の申立期間①における勤務実態を推認することができない。

また、当該事業所が保管する社会保険被保険者台帳によると、申立人の在籍期間、健康保険・厚生年金保険の加入期間、雇用保険の加入期間とも昭和 60 年 6 月 1 日から 62 年 9 月 22 日までと記載されており、国（厚生労働省）の厚生年金保険の記録と一致している。

申立期間②について、申立人がB社C所に勤務していたことは、申立人が名刺、会社内配置図等を所持していることにより認められるものの、申立人の同社本社及びC所に係る雇用保険の加入記録が確認できないため、その期間を特定できない。

また、当該事業所本社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、「本社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった。本社は、平成 4 年以降、業務を行っていない」と同事業所C所の従業員が証言をし

ている。一方、同事業所C所については、オンライン記録によると、平成5年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、「3か月程度の試用期間があり、その間は社会保険には加入させていなかった」と証言している従業員もいることから、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が当該事業所から出向していたと申述している、D社で平成元年5月13日から同年9月18日まで、E社で同年9月20日から3年8月25日まで及び4年6月1日から同年7月30日までの雇用保険の加入記録が確認できる。しかしながら、D社は当時厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、「申立人については、記憶しているが、社会保険には加入させていなかった」と当時の事業主は証言している。また、E社では「ドライバーについては、雇用保険には必ず加入させていたが、社会保険には全員を加入させていたわけではなく、社長が加入の希望を聞いていた」と当時の事務員が証言をしていることから、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間のうち、平成4年5月1日から6年3月31日までの期間について、F市において国民健康保険に加入していることが確認できる上、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。